

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

規則

- 愛知県県税規則の一部を改正する規則 第9号 (税務課) 2
- 愛知県県営住宅管理規則の一部を改正する規則 第10号 (公営住宅課) 3

人事委員会規則

- 公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 10-211 (審査課) 4

告示

- 愛知県奥三河総合センターの使用料の細目料金の一部改正 第133号 (市町村課) 5
- 愛知県土壤汚染等対策指針の一部改正 第134号 (水大気環境課) 5
- 福祉局が所管する公共工事の発注見通しに関する事項等の公表方法の一部改正 第135号 (福祉総務課) 5
- 愛知県青い鳥医療療育センター等の使用料の額の一部改正 第136号 (障害福祉課) 5
- 愛知県医療療育総合センターの使用料の額の一部改正 第137号 (同) 6
- ヨーネ病検査等の実施 第138号 (畜産課) 6
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正 第139号 (水産課) 7
- 水防法第14条第2項に基づく洪水浸水想定区域の指定等 第140号 (河川課) 7
- 令和6年度における愛知県都市公園条例第5条第1項第2号イの知事が定める日 第141号 (公園緑地課) 9
- 令和7年度における愛知県都市公園条例第5条第1項第2号イの知事が定める日 第142号 (同) 9
- 都市計画公園事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画緑地事業第10号相生山緑地) 第143号 (同) 10
- 都市計画公園事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画緑地事業第3号庄内緑地) 第144号 (同) 10
- 都市計画公園事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画公園事業5・6・3号名城公園) 第145号 (同) 10
- 都市計画公園事業の認可 第146号 (同) 10

病院事業庁告示

- 指定公金事務取扱者の指定 第3号 (経営課) 10

議会告示

- 愛知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程 第2号 (調査課) 11

選挙管理委員会告示

- 各種の直接請求をする場合の署名を必要とする選挙権を有する者の数 第7号 (選挙管理委員会事務局) 13

○政治団体の設立等の届出	第8号		14
	(同)	
公 告			
○大規模小売店舗の新設の届出		(商業流通課)	18
○愛知県労働委員会委員候補者の推薦		(労働福祉課)	19
○森林法第189条の規定による掲示		(森林保全課)	20
○建設業者の許可の取消し		(都市総務課)	20
○開発行為の許可に基づく工事完了		(建築指導課)	21

規 則

愛知県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第九号

愛知県県税規則の一部を改正する規則

愛知県県税規則(昭和二十五年愛知県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の二十三及び第三十五条の二十五中「附則第十条の二の二第八項の規定」を「附則第十条の二の二第九項」に改める。

第三十六条の十九第二項中「いう。」の下に「又は同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード（次項及び第三十八条の二第二項において「免許情報記録個人番号カード」という。）」を加え、同条第二項中「運転免許証」の下に「又は免許情報記録個人番号カード」を加える。

第三十八条の二第二項中「運転免許証」の下に「又は免許情報記録個人番号カード」を加え、同条第五項中「運転免許証」の下に「若しくは免許情報記録個人番号カード」を加える。

第四十号様式の十六中

運転免許証	免許の種類及び免許証の番号 免許の条件	第 第	種 種	免許年月日	年 月 日
				有効期限	年 月 日

を

運転免許情報記録個人番号カード	免許の種類及び免許証又は免許情報記録の番号 免許の条件	第 第	種 種	免許年月日	年 月 日
				有効期限	年 月 日

に改める。

附 則

- この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。ただし、第三十五条の二十三及び第三十五条の二十五の改正規定は、同年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の愛知県県税規則の規定に基づいて作成されている自動車税減免申請書（身体障害者等用）の用紙は、改正後の愛知県県税規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

愛知県県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十号

愛知県県営住宅管理規則の一部を改正する規則

愛知県県営住宅管理規則（昭和五十年愛知県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第九号口中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を加える。

第二十三条中「国土交通省の所管する法律の規定に基づき立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令」を「国土交通省の所管する法律の規定に基づき立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令」に改める。

第三十二条第二項中「写し」の下に「（道路交通法（昭和二十五年法律第五号）第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、自動車運転免許証の写しその他の当該者が自動車運転免許を受けていることを証するに足りる書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供

されるものをいう。)を用紙に出力したものを含む。))」を加える。

別表その他特別の事情がある者の項中「第十条第二項」の下に「又は第十条の二」を加える。

様式第二十八(その一)中

「続き柄

を

「続柄

に、

「自動車運転免許証の写し

を

自動車運転免許証の写し(道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、自動車運転免許証の写しその他の当該者が自動車運転免許を受けていることを証するに足りる書類(電磁的記録を用紙に出力したものを含む。))

に改める。

様式第二十八(その二)中

「自動車運転免許証の写し

を

自動車運転免許証の写し(道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、自動車運転免許証の写しその他の当該者が自動車運転免許を受けていることを証するに足りる書類(電磁的記録を用紙に出力したものを含む。))

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。ただし、第一条の二第二項九号ロ、第二十三条及び別表その他特別の事情がある者の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県県営住宅管理規則の規定に基づいて作成されている県営住宅駐車場使用申込書の用紙は、改正後の愛知県県営住宅管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

人事委員会規則

公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

愛知県人事委員会委員長 入谷正章

愛知県人事委員会規則一〇一三二一

公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年愛知県人事委員会規則一〇一三三)の一部を次のように改正する。

別表岡崎市額田郡模範造林組合の項を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

愛知県告示第133号

平成17年愛知県告示第568号（愛知県奥三河総合センターの使用料の細目料金）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県奥三河総合センターの使用料の細目料金の表中

「 35ミリ映写機	午前、午後及び夜間の各1回、一式につき	5,000	を
16ミリ映写機	午前、午後及び夜間の各1回、一式につき	2,400	
「 16ミリ映写機	午前、午後及び夜間の各1回、一式につき	2,400	」に改める。

愛知県告示第134号

平成22年愛知県告示第571号（愛知県土壌汚染等対策指針）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

第5の3を次のように改める。

3 拡散防止措置の方法

拡散防止措置区域における拡散防止措置に当たっては、詳細調査の結果を整理し、第4の3による方法又は次の方法を選定して実施する。なお、第4の3中「汚染の除去等の措置」とあるのは「拡散防止措置」と、「処理区域」とあるのは「拡散防止措置区域」と読み替えるものとする。

拡散防止措置

サ	当該概況調査又は法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査の対象となった土地である一連の土地の周縁において地下水基準に適合しない地下水の汚染が生じていないとき。	地下水の下流側の当該土地の周縁における地下水の水質の測定を選定することができる。ただし、当該土地の周縁において地下水の汚染が確認された場合には、第4の3(1)の表のアからカまでの区分に従った措置を講ずる。
---	---	--

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、拡散防止措置の実施を要しないものとする。

- (1) 専ら自然的要因又は当該土地以外の土地からの汚染された地下水の拡散により土壌溶出量基準又は地下水基準に適合していないと判断される場合
 - (2) 土壌含有量基準に適合し、土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質がカドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物のいずれかであり、かつ、調査結果の最も高い値が土壌溶出量基準の3倍以下である場合（土壌溶出量基準に適合しない土壌が地下水水面から2メートル以上離れている場合に限る。）
 - (3) 次のア及びイのいずれにも該当する場合
 - ア 当該土地が工業専用地域等（法施行規則第49条の5第1号に規定する工業専用地域等をいう。以下同じ。）の区域内にあること。
 - イ 当該土地から海域までの間の地下水の下流側に工業専用地域等以外の地域がないこと。
- なお、基準不適合土壌を拡散防止措置区域外へ搬出する場合には、法第17条、第18条及び第20条の規定に準じ、搬出する基準不適合土壌が適正に運搬及び処理をされるように努めるものとする。

愛知県告示第135号

平成13年愛知県告示第316号（福祉局が所管する公共工事の発注見通しに関する事項等の公表方法）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

「供する」の次に「方法及びインターネットによる」を加える。

愛知県告示第136号

平成30年愛知県告示第401号（愛知県青い鳥医療療育センター等の使用料の額）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

別表食事の提供に要する費用の項中「280円」を「290円」に、「570円」を「590円」に、「540円」を「550円」に改め、同表光熱水費の項中「380円」を「390円」に改める。

愛知県告示第137号

平成31年愛知県告示第6号（愛知県医療療育総合センターの使用料の額）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

別表食事の提供に要する費用の項中「280円」を「290円」に、「570円」を「590円」に、「540円」を「550円」に改め、同表光熱水費の項中「380円」を「390円」に改める。

愛知県告示第138号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、ヨーネ病検査、オーエスキー病検査、牛の伝達性海綿状脳症検査、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査、蜜蜂腐蛆病検査、豚熱検査、高病原性鳥インフルエンザ検査、低病原性鳥インフルエンザ検査、アカバネ病検査、ブルセラ症検査並びに結核検査を次のように実施する。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

1 実施の目的

ヨーネ病、オーエスキー病、牛の伝達性海綿状脳症、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、蜜蜂腐蛆病、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ並びに低病原性鳥インフルエンザの発生予防並びにアカバネ病、ブルセラ症及び結核の発生予察

2 実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法

検査の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病検査	名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、半田市の一部、春日井市、安城市、西尾市の一部、常滑市、新城市、知多市、知立市、日進市、みよし市、長久手市、愛知郡、知多郡南知多町、額田郡及び北設楽郡の区域 上欄の区域を除く愛知県全域	(1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 (2) (1)の牛と同居し、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛 (3) その他家畜保健衛生所長が必要と認める牛	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において当該区域を所管する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する日	家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）別表第1による検査の方法
オーエスキー病検査	愛知県全域	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	同	ラテックス凝集反応、エライザ法による検査及び中和試験
牛の伝達性海綿状脳症検査	同	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出の対象となる牛の死体	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間	家畜伝染病予防法施行規則別表第1による検査の方法
めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査	同	月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体	同	同
蜜蜂腐蛆病検査	同	蜜蜂（反復利用が可能な蜂房を利用しないで飼育されているものを除く。）	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において当該区域を所管する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する日	臨床検査、細菌学的検査、ミルクテスト及びPCR検査
豚熱検査	同	家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし	同	臨床検査、エライザ法による検査及び中和試験
高病原性鳥インフルエンザ検査	同	家畜保健衛生所長が必要と認める家きん（原則として飼養羽数100羽以上（だちょうについては、10羽以上）の家きん農場で飼養する家きん）	同	臨床検査、エライザ法による検査及び寒天ゲル内沈降反応による検査

低病原性鳥インフルエンザ検査	同	同	同	同
アカバネ病検査	同	家畜保健衛生所長が必要と認める未越夏牛	同	中和試験
ブルセラ症検査	同	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	同	臨床検査、エライザ法による検査、剖検、病理組織検査及び細菌学的検査
結核検査	同	同	同	臨床検査、ツベルクリン検査、剖検及び病理組織検査

3 その他

家畜伝染病予防法第5条第1項に基づくヨーネ病検査、牛の伝達性海綿状脳症検査、蜜蜂腐蛆病検査、ブルセラ症検査及び結核検査については、愛知県手数料条例（平成12年愛知県条例第20号）第3条の規定に基づく手数料を徴収する。

愛知県告示第139号

平成15年愛知県告示第781号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和7年5月1日以後の日である共済契約について適用し、当該開始日が同年4月30日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

表一色区域の項③中「10トン以上」を削る。

愛知県告示第140号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定に基づき、次の河川について洪水浸水想定区域を指定したので、水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条各号に掲げる事項を示した関係図面を次の場所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

河 川 の 名 称	閱 覧 場 所
一級河川矢作川水系家下川	愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県新城設楽建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川矢作川水系青木川	愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県新城設楽建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川矢作川水系真福寺川	愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県新城設楽建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川矢作川水系巴川	愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県新城設楽建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川矢作川水系郡界川	愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県新城設楽建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川矢作川水系滝川	愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県新城設楽建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川矢作川水系仁王川	愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県新城設楽建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川矢作川水系足助川	愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県新城設楽建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター

一級河川矢作川水系神越川	愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県新城設楽建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川矢作川水系大見川	愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県新城設楽建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川矢作川水系野原川	愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県新城設楽建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川矢作川水系大桑川	愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県新城設楽建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川矢作川水系菅沼川	愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県新城設楽建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川矢作川水系黒瀬川	愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県新城設楽建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川矢作川水系中川	愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県新城設楽建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川矢作川水系安永川	愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県新城設楽建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川矢作川水系加茂川	愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県新城設楽建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川矢作川水系市木川	愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県新城設楽建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川木曾川水系鍋田川	愛知県建設局河川課、愛知県海部建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川木曾川水系鍋田川東支川	愛知県建設局河川課、愛知県海部建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川庄内川水系矢田川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川庄内川水系守山川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川庄内川水系香流川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川庄内川水系隅除川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川庄内川水系天神川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川庄内川水系瀬戸川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川庄内川水系堀川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川庄内川水系新堀川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川庄内川水系長戸川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
一級河川庄内川水系野添川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川須賀川水系須賀川	愛知県建設局河川課、愛知県知多建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川山王川水系山王川	愛知県建設局河川課、愛知県知多建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川天白川水系天白川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県知多建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川天白川水系扇川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県知多建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター

二級河川天白川水系大高川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県知多建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川天白川水系瀬木川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県知多建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川天白川水系手越川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県知多建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川天白川水系藤川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県知多建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川天白川水系植田川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県知多建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川天白川水系繁盛川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県知多建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川天白川水系岩崎川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県知多建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川山崎川水系山崎川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川日光川水系日光川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県一宮建設事務所、愛知県海部建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川日光川水系戸田川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県一宮建設事務所、愛知県海部建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川日光川水系宝川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県一宮建設事務所、愛知県海部建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川日光川水系善太川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県一宮建設事務所、愛知県海部建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川日光川水系福田川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県一宮建設事務所、愛知県海部建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川日光川水系小切戸川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県一宮建設事務所、愛知県海部建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川日光川水系目比川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県一宮建設事務所、愛知県海部建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川日光川水系三宅川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県一宮建設事務所、愛知県海部建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川日光川水系領内川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県一宮建設事務所、愛知県海部建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川日光川水系新堀川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県一宮建設事務所、愛知県海部建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川日光川水系光堂川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県一宮建設事務所、愛知県海部建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川日光川水系野府川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県一宮建設事務所、愛知県海部建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川日光川水系北古川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県一宮建設事務所、愛知県海部建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川日光川水系西條小切戸川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所、愛知県一宮建設事務所、愛知県海部建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター
二級河川筏川水系筏川	愛知県建設局河川課、愛知県海部建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター

愛知県告示第141号

令和6年度における愛知県都市公園条例（昭和32年愛知県条例第22号）第5条第1項第2号イの知事が定める日を次のように定める。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

令和7年3月25日から同月31日まで

愛知県告示第142号

令和7年度における愛知県都市公園条例（昭和32年愛知県条例第22号）第5条第1項第2号イの知事が定める日を次のように定める。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

令和7年4月5日、同月6日、同月12日、同月13日、同月19日、同月20日、同月26日、同月27日、同月29日から同年5月6日まで、同月10日、同月11日、同月17日、同月18日、同月24日、同月25日、同月31日、同年6月1日、同月7日、同月8日、同月14日、同月15日、同月21日、同月22日、同月28日、同月29日、同年

7月5日、同月6日、同月12日、同月13日、同月19日から同年8月31日まで、同年9月6日、同月7日、同月13日から同月15日まで、同月20日、同月21日及び同月23日

愛知県告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
名古屋市	名古屋都市計画緑地事業第10号相生山緑地	平成6年2月18日から令和14年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	名古屋市役所

愛知県告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
名古屋市	名古屋都市計画緑地事業第3号庄内緑地	平成30年3月27日から令和11年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	名古屋市役所

愛知県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
名古屋市	名古屋都市計画公園事業5・6・3号名城公園	平成20年5月20日から令和13年3月31日まで	収用の部分 令和6年愛知県告示第157号の事業地のうち名古屋市中区二の丸において事業地を変更する。 使用の部分 なし	名古屋市役所

愛知県告示第146号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第109条の3の規定により、次の都市計画事業は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定による認可があったものとみなされた。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
春日井市	尾張都市計画公園事業5・5・1号落合公園	令和7年3月21日から令和11年3月31日まで	春日井市東野町字落合池及び上二本木並びに東山町字平橋地内 収用の部分 なし 使用の部分 なし	春日井市役所

病院事業庁告示

愛知県病院事業庁告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を令和6年11月16日次のように指定した。

令和7年3月21日

愛知県病院事業管理者
病院事業庁長 高橋 隆

指 定 し た 者	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委 託 の 期 間
株式会社ソラスト 東京都港区港南2-15-3	愛知県精神医療センターの窓口において納付する使用料及び手数料	令和6年11月16日から 令和9年11月15日まで

議 会 告 示

愛知県議会告示第二号

愛知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

令和七年三月二十一日

愛知県議会議長 直江 弘文

愛知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

愛知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和四年愛知県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第七号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第八号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第十号中「番号」を「番号又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号」に改め、同条第十一号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第十四号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第六条第一号中「健康保険の被保険者証」を削る。

第七条第二項中「第十五条第一項各号」を「第四十五条の二第二項各号」に改め、同条第三項中「個人データ」を「保有個人情報」に改め、同条第三項及び第四項中「第十五条第一項各号」を「第四十五条の二第二項各号」に改める。

第十四条第一項第一号中「健康保険の被保険者証」を削り、同条第四項中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改める。

様式第二(表)中

「本人の法定代理人

を

「法定代理人

に、

「本人の任意代理人

を

「任意代理人

に改め、

「健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）」

を削り、

同様式(裏)中

「提出する場合

を

「提示し、又は提出する場合

に、

併せて提出して
を
併せて提示し、若しくは提出して
に改める。

併せて提出して
を
併せて提示し、若しくは提出して
に改める。

様式第十二(表)中
本人の法定代理人
を
法定代理人
に、
本人の任意代理人
を
任意代理人
に改め、

健康保険被保険者証(住所記載のあるもの)
を削り、同様式(裏)中
提出する場合
を
提示し、又は提出する場合
に、

様式第十七(表)中

「本人の法定代理人

を

「法定代理人

に、

「本人の任意代理人

を

「任意代理人

に改め、

「健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）」

を削り、

同様式(裏)中

「提出する場合

を

「提示し、又は提出する場合

に、

併せて提出して
を
併せて提示し、若しくは提出して
に改める。

- 1 この規程は、令和七年三月二十一日から施行する。ただし、第二条第十号の改正規定は同月二十四日から、第十四条第四項の改正規定は同年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の愛知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて作成されている保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書及び保有個人情報利用停止請求書の用紙は、改正後の愛知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び第252条の39第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づき各種の直接請求をする場合の署名を必要とする選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和7年3月21日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

- 1 県の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を知事に請求するために必要な数（請求するための最小限度の数。以下同じ。） 121,581人
- 2 県の事務の執行に関し、県の監査委員に監査（個別外部監査契約に基づく監査を含む。）を請求するために必要な数 121,581人
- 3 県の議会の解散を県の選挙管理委員会に請求するために必要な数 859,876人
- 4 県の議会の議員の解職を県の選挙管理委員会に請求するために必要な数

選挙区	請求するために必要な数	選挙区	請求するために必要な数
千種区	43,898人	東区	23,156人
北区	44,955人	西区	41,277人
中村区	38,330人	中区	27,377人
昭和区	28,770人	瑞穂区	29,856人
熱田区	18,393人	中川区	59,384人
港区	37,709人	南区	36,244人
守山区	47,374人	緑区	67,008人
名東区	43,293人	天白区	43,169人
豊橋市	97,554人	岡崎市及び額田郡	114,250人
一宮市	104,131人	瀬戸市	34,492人
半田市	31,612人	春日井市	83,573人
豊川市	49,770人	津島市	16,612人
碧南市	18,455人	刈谷市	41,168人
豊田市	111,097人	安城市	49,968人
西尾市	44,128人	蒲郡市	21,213人
犬山市	19,670人	常滑市	15,795人
江南市	27,245人	小牧市	39,287人
稲沢市	36,595人	新城市及び北設楽郡	14,303人
東海市	30,649人	大府市	24,465人
知多市	22,916人	知立市	18,903人
尾張旭市	22,919人	高浜市	12,263人
岩倉市	12,679人	豊明市	18,124人
日進市及び愛知郡	36,494人	田原市	16,052人
愛西市	17,004人	清須市、北名古屋市及び西春日井郡	45,937人
弥富市	11,665人	みよし市	16,148人
あま市及び海部郡	44,003人	長久手市	16,011人
丹羽郡	15,973人	知多郡第一	20,964人
知多郡第二	22,073人		

5 知事の解職を県の選挙管理委員会に請求するために必要な数

859,876人

6 県の副知事、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を知事に請求するために必要な数

859,876人

7 県の教育委員会の教育長又は委員の解職を知事に請求するために必要な数

859,876人

愛知県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項並びに第19条第2項及び第3項の規定に基づき、次の政治団体から設立した旨、届出事項に異動があった旨及び解散した旨並びに次の者から資金管理団体の指定をした旨、資金管理団体の指定を取り消した旨、

資金管理団体でなくなった旨及び資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があった。

令和7年3月21日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

1 法第6条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等
〔国会議員関係政治団体以外の政党の支部〕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	本支部を支部とする政党	1以上の市区町村の区域等を単位として設けられた支部	届出年月日
自由民主党愛知県名古屋市千種区第二支部	神 浩司	水野 真理	名古屋市千種区春岡1丁目1-5	自由民主党	○	令和7.1.27
自由民主党愛知県名古屋市緑区第四支部	増田 成美	深谷 桃子	名古屋市緑区平手南一丁目602番地	自由民主党	○	7.1.31

〔国会議員関係政治団体以外のその他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
愛知県介護障害福祉事業者政治連盟	塚本 燎	佐藤 洋平	名古屋市東区泉1-19-8	令和7.1.22
いそべあゆみ後援会	磯部 歩美	磯部 歩美	知多郡武豊町西門96番地8	7.1.31
浦田裕介後援会	浦田 裕介	浦田 尚実	愛西市柚木町山廻21番地1	7.1.17
議員になって生活が安定する事を伝える会	加納 敏彦	加納 敏彦	名古屋市昭和区檀溪通2-45-2	7.1.10
教育委員会及び学校内の不正又は不適切な対応を改善させる会	山本 耕一	山本 耕一	名古屋市熱田区中出町1丁目20番地	7.1.31
こんどう千秋後援会	近藤 千秋	近藤 千秋	知多郡武豊町字長尾山54番地1	7.1.7
佐藤健太郎後援会	佐藤健太郎	佐藤絵里子	江南市尾崎町桐野25番地1	7.1.28
永田ちか後援会	永田 千佳	永田 琢磨	愛西市町方町案山子56番地8	7.1.6
名古屋都構想を実現する会	水谷 昇	水谷 昇	春日井市梅ヶ坪町21番2	7.1.7
物を言う市民	立松 正光	立松 正光	愛西市大野町茶木239番地	7.1.10

2 法第7条第1項の規定に基づく届出に係る異動事項等
〔政党の支部〕

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
参政党愛知第13支部	黒田ちみ子	代表者	黒田ちみ子	渡辺 真二	令和7.1.17
自由民主党愛知県第十三選挙区支部	石井 拓	会計責任者	牧 馨	小林 哲三	6.11.8
愛知維新の会	高橋 道則	代表者	高橋 道則	浦野 靖人	7.1.13
日本維新の会衆議院愛知県第15選挙区支部	関 健一郎	主たる事務所の所在地	豊橋市西小鷹野1丁目1-3	豊橋市中浜町219-30	7.1.8
日本保守党東三河支部	竹上 裕子	政治団体の区分	政党の支部	その他の政治団体の支部	7.1.1

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
愛知県飲食組合政治連盟	杉山 博康	会計責任者	岩本 実	柴田 五郎	令和6.5.21
愛知県産婦人科医師連盟	加藤 千豊	代表者	加藤 千豊	澤田 富夫	6.5.25
愛知県パン業界政策協議会	伊藤 彰彦	代表者	伊藤 彰彦	長谷川正己	7.1.10
		会計責任者			

愛知設備研究会	村上 正継	会計責任者	加藤 勝典	黒田 慎二	6.5.14
愛知分権自治フォーラム	足立 潔重	主たる事務所の所在地	名古屋市熱田区金山町1-14-18	岡崎市六名新町8-15	7.1.1
		代表者	足立 潔重	伊藤 裕彰	
石原じゅろう後援会	陣内 孝教	会計責任者	畑中 亮二	磯部 亮	7.1.15
伊藤愛恵後援会	伊藤 愛恵	会計責任者	奥山 貴文	沖 直人	6.9.1
犬かい明佳後援会	犬飼 明佳	会計責任者	村本 豊	犬飼 智子	7.1.1
犬飼勝博後援会	犬飼 勝博	会計責任者	石黒 福蔵	劔 知明	6.9.1
大村光子後援会	大村 光子	会計責任者	今泉 廣子	柴田 耐子	7.1.12
荻野ひでのり後援会	荻野 秀範	会計責任者	荻野 登美	岡田 正光	6.12.20
沖ひろしと共に歩む会	沖 廣	主たる事務所の所在地	津島市宇治町字茶ノ里212番地1	津島市宇治町字茶ノ里212番地	4.7.15
河村たかし政策研究会	河村たかし	国会議員関係政治団体の区分	1号及び2号国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	6.10.15
		公職の種類(法第19条の7第1項第1号に係るもの)	衆議院議員	—	
		公職の候補者及び公職の種類(法第19条の7第1項第2号に係るもの)	河村たかし、衆議院議員	—	
佐々木隆教後援会	佐々木隆教	会計責任者	奥山 貴文	沖 直人	6.9.1
杉浦としお後援会	杉浦 敏男	会計責任者	杉浦 玲子	澤木 幸延	7.1.21
鈴木英樹後援会	鈴木 英樹	会計責任者	石黒 福蔵	長谷川拓三	6.9.1
高橋やえのり後援会	面藤 巖之	代表者	面藤 巖之	高橋 孝直	6.1.1
田境毅後援会	田境 毅	会計責任者	石黒 福蔵	高川 博志	6.9.1
デンソー政治に参加する会	川邊 竜次	会計責任者	石黒 福蔵	大竹 治希	6.9.1
にしだ亮太後援会	西田 亮太	主たる事務所の所在地	長久手市岩作三ヶ峰2番地741	長久手市岩作三ヶ峰2-500	7.1.1
		会計責任者	磯崎 亜美	西田 優花	
服部みつぐ後援会	服部 貢	代表者	服部 貢	滝川 吉光	7.1.5
		会計責任者	服部 智恵	成田 善雄	
早川たかみつ後援会	早川 高光	会計責任者	浅田 瞳	浅田 弘	6.11.20
広沢一郎政策研究会	広沢 一郎	会計責任者	佐藤 敦	大田 富彦	7.1.15
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	1号及び2号国会議員関係政治団体	6.10.1
細井真司後援会	細井 真司	会計責任者	石黒 福蔵	大竹 治希	6.9.1
三浦知将後援会	三浦 知将	主たる事務所の所在地	海部郡蟹江町城三丁目480番地	海部郡蟹江町本町五丁目100番地	5.12.31
		会計責任者	三浦 洋子	佐藤 晋	
MELON名古屋社会活動委員会	谷口 守	代表者	谷口 守	岡本 昌史	7.1.20
		会計責任者	角尾 光宏	宮崎 伸治	

森の会	森本 和義	会計責任者	森本 恵	高橋 順一	7.1.10
山田たくろう後援会	山田 礎	代表者	山田 礎	梅田 満	7.1.11
山本こういち後援会	山本 耕一	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	1号及び2号国会議員関係政治団体	6.12.31
ゆきむらともこ後援会	幸村 朋子	代表者	幸村 朋子	田口恵美子	7.1.15
ユタカクラブ議員協議会	桜井 秀樹	会計責任者	渡邊 郁夫	吉野 英国	7.1.6
横田雅史後援会	横田 雅史	会計責任者	石黒 福蔵	南條 公子	6.9.1
隆一会	中堀 隆一	主たる事務所の所在地	豊明市三崎町丸ノ内7-29	豊明市三崎町中ノ坪14-2	6.10.16

備考1 「1号及び2号国会議員関係政治団体」とは、法第19条の7第1項第1号に掲げる政治団体であって、かつ、同項第2号に掲げる政治団体であるものをいう。

2 従来、愛知県選挙管理委員会に届出がされていた「日本保守党東三河支部」は、総務大臣に届出をすべき政治団体となったものである。

3 法第17条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等
〔政党の支部〕

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
日本維新の会衆議院愛知県第1選挙区支部	山本 耕一	令和6.12.31
日本維新の会衆議院愛知県第12選挙区支部	中川 博登	7.1.15
日本維新の会衆議院愛知県第2選挙区支部	室園 幸志	6.12.26
れいわ新選組衆議院愛知県第15区総支部	辻 恵	7.1.15

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
あいち維新の会	安井 興紹	令和6.12.31
郁栄会（ひびの郁郎後援会）	日比野郁郎	6.12.31
沖ひろしと共に歩む会	沖 廣	7.1.15
木木の会	林 弘昭	6.12.24
佐藤健太郎後援会	佐藤健太郎	6.12.31
新社会党愛知青年委員会	石川 翼	6.12.26
杉本じゅんこ後援会	杉本 純子	6.12.31
中川ひろと後援会	中川 博登	7.1.15
新美こうよう後援会	神谷 良弘	6.12.17
二渡水会	舟橋 篤史	6.12.31
林いくお後援会	近藤 喜弘	6.12.24
本多秀行後援会	本多 秀行	7.1.13
丸市美佳後援会	藤原 規眞	5.12.31
みんなの党あいち	安井 興紹	6.12.31
靄山よしてる後援会	靄山 芳輝	7.1.18

4 法第19条第2項の規定に基づく届出に係る資金管理団体の名称等

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定年月日
佐藤健太郎	江南市議会議員	佐藤健太郎後援会	江南市尾崎町桐野25番地1	令和7.1.26

永田 千佳	愛西市議会議員	永田ちか後援会	愛西市町方町案山子56番地8	7.1.1
-------	---------	---------	----------------	-------

5 法第19条第3項第1号の規定に基づく届出に係る指定を取り消した団体の名称等

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
今井 徹	今井とおる政策研究会	令和6.12.31

6 法第19条第3項第2号の規定に基づく届出に係る資金管理団体でなくなった団体の名称等

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
佐藤健太郎	佐藤健太郎後援会	令和6.12.31
杉本 純子	杉本じゅんこ後援会	6.12.31
中川 博登	中川ひろと後援会	7.1.15
日比野郁郎	郁栄会（ひびの郁郎後援会）	6.12.31
靱山 芳輝	靱山よしてる後援会	7.1.18

7 法第19条第3項第3号の規定に基づく届出に係る異動事項等

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
犬飼 明佳	いぬかい明佳後援会	政治団体の名称	いぬかい明佳後援会	いぬかい明佳を育てる会	令和3.2.22
犬飼 明佳	犬かい明佳後援会	公職の種類	愛知県議会議員	衆議院議員	6.12.27
		政治団体の名称	犬かい明佳後援会	いぬかい明佳後援会	
河村たかし	河村たかし政策研究会	公職の種類	衆議院議員	名古屋市長	6.10.15
広沢 一郎	広沢一郎政策研究会	公職の種類	名古屋市長	参議院議員	6.10.1

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社
浜松市中央区篠ヶ瀬町1295番地1
代表取締役 作道 政昭
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ高浜呉竹店
高浜市呉竹町六丁目1番25ほか34筆
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年10月21日
- 4 大規模小売店舗の概要

届出事項	概 要
小売業を行う者	氏名又は名称 マックスバリュ東海株式会社
	代表者の氏名 代表取締役 作道 政昭
	住所 浜松市中央区篠ヶ瀬町1295番地1
	その他小売業を行う者 未定

店舗面積の合計		計2,390㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	111台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	75台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	117㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	18㎡
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		24時間
	小売業を行う者の閉店時刻		24時間
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		24時間
	駐車場の自動車の出入口	数	3箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後10時まで

5 届出の日

令和7年2月20日

6 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年3月21日（金）から令和7年7月22日（火）まで（日曜日、土曜日、及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

令和7年7月22日（火）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

愛知県労働委員会使用者委員補欠委員（1名）を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次のように委員候補者の推薦を求める。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

1 委員の任命

使用者委員は、使用者団体の推薦に基づいて知事が任命するものとする。

2 委員候補者の推薦

(1) 推薦団体

愛知県内のみ組織を有し、主として労働問題に関する事務をその業務とし、又はその主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体

(2) 被推薦者

原則として1名とする。ただし、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）その他の法令により就職又は兼職を禁止されている者

(3) 推薦手続

ア 推薦期間

令和7年3月22日（土）から令和7年4月21日（月）まで

郵送による場合は、令和7年4月21日（月）までの消印のあるものに限り受け付けるものとする。

イ 提出書類

使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を愛知県労働局労働福祉課に提出すること。

(ア) 愛知県労働局労働福祉課で配布する推薦書

(イ) 被推薦者の履歴書

3 問合せ先

愛知県労働局労働福祉課

名古屋市中区三の丸三丁目1-2 (郵便番号460-8501)

電話 (052) 954-6361

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を豊川市役所に掲示した。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
豊川市市田町東堤上61の57	田中 俊成

2 通知の要旨

令和7年農林水産省告示第103号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のように建設業者の許可を取り消した。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

取年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	許可番号及び取り消した工事業
令和6.6.4	有限会社杉浦建装 代表取締役 杉浦 秀之	蒲都市柏原町川添24-9	(般-4)第66594号 塗装、防水工事業
6.6.5	株式会社秀栄 代表取締役 内藤 明	東海市名和町後西19	(般-31)第68678号 土木、管、舗装、水道施設工事業
6.6.10	有限会社スペースガーデン 取締役 影山 信裕	刈谷市南沖野町2-13-9	(般-31)第57822号 造園工事業
同	ワースデザイン株式会社 代表取締役 横田 上	豊橋市柱五番町3	(般-31)第79210号 土木、建築、鋼構造物、舗装、水道施設、解体工事業
同	有限会社平山工務店 代表取締役 平山 哲夫	豊田市若林西町小山18-2	(般-2)第58297号 とび・土工工事業
6.6.12	有限会社伊藤瓦店 取締役 伊藤 善也	名古屋市港区小碓2-217	(般-3)第28263号 屋根工事業
同	株式会社ヨコイ 代表取締役 青木 秀人	名古屋市中区丸の内3-17-27	(般-31)第107262号 塗装、機械器具設置工事業
同	株式会社SKCエナジー 代表取締役 近藤 貴士	名古屋市中川区高畑1-238 ESP ACE・UN4A	(般-2)第107819号 土木、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設工事業
同	株式会社アクト 代表取締役 桑原 英寿	名古屋市緑区東神の倉2-136	(般-3)第31457号 建築工事業
同	株式会社TOSHIS 代表取締役 赤岡 利夫	名古屋市北区楠味鏡5-214-1 GLAMB3A	(般-4)第110794号 内装仕上工事業
同	株式会社エヌイーティ 代表取締役 高橋 芳輝	名古屋市中区栄5-1-32 久屋ワイエスビル8F	(般-4)第108917号 電気通信工事業
同	中央ナチュラル株式会社 代表取締役 横江 正樹	名古屋市千種区千種2-20-15	(般-31)第107181号 土木工事業
同	山田組株式会社 代表取締役 山田 義樹	愛西市日置町1298	(般-3)第67385号 とび・土工工事業
6.6.13	田端土建有限会社 代表取締役 田端 修一	大府市横根町箕手103-12	(般-31)第43255号 とび・土工工事業
6.6.14	株式会社住建原田組 代表取締役 原田 裕司	岡崎市若松町字金仏37-3	(般-2)第48103号 建築、大土工事業
同	株式会社大和総建 代表取締役 土屋 茜	岡崎市鴨田町字広元195 ガーデンプロクシー大樹寺2-B	(般-4)第75623号 とび・土工、管工事業
6.6.17	株式会社未来ネット 代表取締役 毛利山幸男	海部郡大治町大字東條字高松55	(般-5)第67889号 電気工事業

6.6.19	株式会社K C テクノ 代表取締役 北郷 忠人	瀬戸市余床町380	(般-5) 第73873号 解体工事業
同	双栄建装株式会社 代表取締役 平田 辰也	北名古屋市片場天王森18-2	(般-2) 第73278号 タイル・れんが・ブロック工事業
同	東洋電機ファシリティーサービス株式会社 代表取締役 石黒 徳彦	春日井市味美町1-8	(般-4) 第73581号 電気工事業
6.6.20	鈴木 政幸	大府市若草町3-340	(般-31) 第30111号 建築、大工工事業
同	有限会社グリーンプラン 代表取締役 竹内 勇夫	知多郡阿久比町大字草木字半之田6-4	(般-2) 第63421号 屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業
6.6.21	有限会社ワイエス 代表取締役 山本 牧生	大府市共栄町4-11-6	(般-4) 第53659号 消防施設工事業
6.6.25	株式会社オケスエ 代表取締役 野澤 孝	西尾市住吉町4-12	(般-5) 第44991号 消防施設工事業
同	都築建設工業株式会社 代表取締役 都築 実	高浜市二池町5-5-7	(特-4) 第6591号 土木、舗装、しゅんせつ工事業
6.6.26	山宗株式会社 代表取締役 増田 英輔	名古屋市北区大曾根1-6-28	(般-5) 第100210号 造園工事業
同	株式会社神野鋳金工業 取締役 神野 和弘	名古屋市港区東海通3-4	(般-4) 第35635号 屋根、板金、機械器具設置工事業
同	小嶋 誠司	名古屋市港区小川1-125	(般-2) 第103523号 電気工事業
同	株式会社富士製作所 代表取締役 長川 義光	名古屋市緑区鳴海町字山下38-1	(般-5) 第65936号 電気工事業
同	N K P 株式会社 代表取締役 中村 学	名古屋市緑区大高町字己新田149	(般-4) 第63866号 土木、石、舗装、しゅんせつ、塗装、水道施設、解体工事業
同	株式会社 Square 代表取締役 黒木 孝一	名古屋市千種区宮根台2-3-3	(般-5) 第105031号 建築、左官、とび・土工、タイル・れんが・ブロック、塗装、防水工事業
同	株式会社白鳥工務店 代表取締役 白鳥 桂	春日井市東野町5-24-1	(般-2) 第55788号 電気工事業
同	有限会社小牧解体 取締役 吉村 美広	春日井市新開町平測67	(般-5) 第52284号 管工事業
同	株式会社トーカイ建調 代表取締役 山口 和義	北名古屋市弥勒寺西3-14	(般-3) 第62867号 土木、舗装、しゅんせつ、水道施設工事業
6.6.27	株式会社太陽光発電中部 代表取締役 森田 享司	名古屋市中村区上石川町2-45	(般-3) 第101779号 屋根、電気、鋼構造物工事業
同	株式会社港南テック 代表取締役 山本 勲	弥富市鯛浦町気開167	(般-3) 第67118号 電気工事業
同	同	同	(般-4) 第67118号 土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具、水道施設工事業
同	株式会社アルファ 代表取締役 服部 廣子	愛西市善太新田町十割下30	(般-4) 第67797号 とび・土工、解体工事業
同	株式会社藤原建設 代表取締役 藤原 淳雄	知立市山町御林1-218	(般-3) 第57601号 建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
6尾建 96-92	令和 6.10.21	井上 博登	名古屋市東区矢田南二丁目10-22	岩倉市川井町寺山34-1
6尾建 96-124	6.12.12	瀨野 修行	知多市新知字海廻間69-3	あま市中萱津出口25

6尾建 96-128	6.12.16	大森 夕佳	西尾市住崎町北畑20-1	岩倉市稲荷町高畑46-1
6尾建 96-36	6.6.19	中島 美涼	長久手市北浦2545-8	長久手市真行田57-2
6尾建 96-44	6.6.21	中央不動産販売株式会社 代表取締役 丹羽 智	春日井市篠木町一丁目24-1	日進市岩崎町竹田6-4ほか2筆
6尾建 96-127	6.12.12	株式会社エサキホーム 代表取締役 江崎 豪治	一宮市東出町7-1	日進市竹の山五丁目1112
6西建 44-26	6.10.17	特定非営利活動法人いきもの語り 理事長 佐野 利治	みよし市昉生町あざみ24-1	みよし市昉生町あざみ43